

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 1 月 定 例 会 ——

令和3年1月21日（木）

開 催 日 時 令和3年1月21日（木） 午後2時00分～午後3時55分  
開 催 場 所 大会議室  
出 席 委 員 古川正之 教育長  
三町章 教育長職務代理者  
山口有紀子 委員  
丸山憲子 委員  
青木雅代 委員  
説明のための出席者 川上古晴 教育部長  
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長  
安部幸一郎 地域学習担当部長  
市川裕之 教育総務課長  
飯島健一 学務課長  
中村和哉 教育施策推進担当課長  
季高一成 地域学習支援課長  
坂本伸之 中央公民館長  
利光良平 中央図書館長  
岡村由美子 指導課長補佐  
小影俊一 指導主事  
松田弦 指導主事  
豊田剛志 指導主事  
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任  
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会1月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

それでは、はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は山口委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（５）並びに議案第３２号及び第３３号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

#### ○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### （委員報告事項）

#### ○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（１）東京都市町村教育委員会連合会第３回理事会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

#### ○三町教育長職務代理者

それでは、委員報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第３回理事会について、ご報告いたします。資料の１をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、理事会は書面開催となり、また、理事会終了後に予定されていた理事研修会は中止となりました。

理事会についてですが、会務報告及び今後の日程についてなど、５件の報告などがなされました。令和３年度の日程案が示され、東京都市町村教育委員会連合会第６５回定期総会は、令和３年５月３１日（月）に開催予定となっております。

#### ○古川教育長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

#### （事務局報告事項）

#### ○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

（１）小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

## ○川上教育部長

事務局報告事項（１）小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会から1月19日（火）までに、市立小・中学校に勤務する教職員について、4名の感染が確認されました。いずれも濃厚接触者はおりませんので、学校では教育活動を継続しております。

新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表していませんが、感染が報告された教職員が在籍する学校の保護者には、学校の対応について周知しております。

また、この後、改めてご説明をいたしますけれども、国の緊急事態宣言の再発令に伴い、学校においては、基本的な感染症予防策の徹底及び教職員等の健康管理の徹底を図るとともに、教育活動や行事の中止など、より一層の感染防止対策に努めてまいります。

## ○古川教育長

次に、（２）緊急事態宣言に係る新型コロナウイルス感染症への対応について、説明をお願いいたします。

## ○川上教育部長

事務局報告事項（２）緊急事態宣言に係る新型コロナウイルス感染症への対応についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

はじめに、市立小・中学校に関することですが、基本的な感染症対策の徹底を図りつつ、教育活動を継続いたします。ただし、東京都において緊急事態宣言が解除されるまで、グループや少人数等での話し合い活動や部活動、宿泊を伴う行事等、感染リスクの高い活動については行わないことといたします。

次に、公共施設に関することですが、市は、国の緊急事態宣言を受け、市内公共施設の一部の夜間貸出しを休止することを決定いたしました。これにより、全ての公民館及び図書館、集会室についても、2月7日（日）まで夜間貸出しを休止することといたします。なお、図書館は通常どおり開館いたします。

次に、事業に関することですが、学校施設の貸出し及び学校施設の開放については、学校の教育活動に支障を及ぼす可能性があるため、2月7日までの間は全て休止いたします。ただし、小平市立学校施設の開放のうち、小平市立小学校校庭の「遊び場開放」については、子どもの居場所を確保するため、実施することといたします。また、放課後子ども教室も、継続して実施いたします。

ただいまご報告いたしました内容の周知につきましては、学校から文書等により保護者へ周知したほか、小平市ホームページにより周知をしております。

## ○古川教育長

次に、(3) G I G Aスクール構想の実現に向けた計画の策定について、説明をお願いいたします。

## ○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(3) G I G Aスクール構想の実現に向けた計画についてを報告いたします。

まず、計画を策定する目的と背景でございます。

資料№.3-1をご覧ください。

令和元年度に国が掲げたG I G Aスクール構想は、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、子どもたちに将来必要となる情報活用能力を育成するとともに、学びの個別最適化につなげ、確かな学力の向上のためのI C T環境を実現するもので、令和4年度までの達成目標とされておりました。

しかし、本年度、新型コロナウイルス感染症に伴う小・中学校の臨時休業など、G I G Aスクール構想の早期実現の必要性を背景に、国からの財政支援が前倒しされました。市は、国の補助事業を最大限に活用し、令和2年度中に1人1台端末の配備と校内ネットワーク環境の整備を行うことから、補助事業の要件に沿った内容として、1人1台端末の活用方針や各年度の整備予定を明記した、小平市立小・中学校におけるG I G Aスクール構想の着実に実現するための短期的な実施計画を策定するものです。

計画の内容でございます。

資料№.3-2をご覧ください。

1のI C T活用計画及び達成状況を踏まえたフォローアップ計画でございますが、各年度におけるI C T活用目標は、令和3年度の目標を小学校、中学校の全学年において、各学級1日1回程度の活用といたします。令和4年度におきましては、1日1回以上の活用を目標といたします。活用は、教員、児童・生徒が学校の教育活動における活用を想定しております。

目標に沿って有効に活用するための指導体制の強化として、まずは令和3年度以降、I C T支援員を2名配置し、授業支援などの学校現場におけるサポートを行う予定です。また、端末導入時には、端末導入事業者と連携し、端末使用の留意事項や管理・操作方法等について管理者研修を行うとともに、端末の使用開始時には、管理・操作に加え、無償の授業支援ソフトの活用方法についての教員研修を計画的に進めてまいります。

令和3年度以降は、定期的な教員研修を行うとともに、各校の担当教員で構成される教科等研究部会等で研究する体制をつくり、効果的な活用事例を共有して、指導に役立ててまいります。

さらに、働き方改革に資する校務の効率化については、デジタル教材を教員間で共有したり、授業では児童・生徒と共有したりすることで、授業準備や授業中の負担を軽減できるようにしてまいります。また、教材の配付についてもデジタル化を図り、印刷業務の軽減を図ります。

3ページをご覧ください。

達成状況を踏まえたフォローアップについては、各年度、各学校の活用状況を取りまとめ、共

有を図ります。また、ICTを効果的に活用した授業実践の取組状況を把握いたします。

次に、2の通信ネットワーク環境整備計画でございます。GIGAスクール構想においては、1人1台端末を配備するとともに、配備した端末がスムーズに通信することができる環境の整備が求められております。そのため、市内全校の校内LAN環境を再構築し、インターネットの接続について、現状の無線LANの高速大容量化を図ります。具体的には、無線アクセスポイントの数の増設と性能の強化を行ってまいります。

また、児童・生徒が使用する学習者用端末は、クラウドの活用を想定し、現状の教育委員会のセンターサーバーを介することなく、直接インターネットにアクセスする仕組みを新たに構築し、セキュリティ上の安全も確保いたします。

なお、無線LAN環境が整っていない小平市特別支援室「あゆみ教室」では、市がモバイルルーターを配備し、教室内での端末の利用を可能といたします。

4ページをご覧ください。3の学習者用コンピュータ配備計画でございます。ここでは、国の補助事業の要件とされている、令和元年5月1日時点の児童・生徒数1万3,911人を基準に配備計画を記載しております。

③の各年度の整備計画においては、GIGAスクール構想の当初の達成目標であった令和4年度までの整備計画を明記するとされております。小平市は、令和元年度末まで、小学校のパソコン教室で380台、中学校のパソコン教室で320台、特別支援学級用タブレット端末が96台、合計796台の整備状況でしたが、令和2年度の計画において、1人1台となる1万3,911台の端末を整備いたします。

④の1台当たりの児童・生徒数をご覧くださいますと、令和元年度まで、1台当たりの児童・生徒数が17.5人でしたが、令和2年度末には、1台当たり1人を実現する計画としております。

調達方法とスケジュールでございますが、Chrome OSの端末を令和3年3月末までに納品予定でございます。

5ページをご覧ください。4の広域・大規模での共同調達実施計画でございます。こちらは、端末の整備にあたり、都道府県単位による広域の共同調達をする場合の記述が求められておりますが、実施予定はございません。

最後に、5では、計画の取扱い等に関する事項を記述しております。本計画を本日の定例会にて報告の後、国に提出した後に、小平市のホームページで公表する予定でございます。

## ○古川教育長

次に、(4)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

## ○川上教育部長

事務局報告事項(4)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.4のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

### ○市川教育総務課長

本日報告いたしますのは、3件でございます。うち新規申請は1件でございます。受付番号22番、小平ジュニアオーケストラ ヴァイオリン体験会（全3回）でございます。小平ジュニアオーケストラが主催する事業で、小学校1年生から高校生までの未経験者を対象に、ヴァイオリンの演奏を体験する機会提供を通じて情操を育むことを目指すものであります。なお、NPOの支援事業を活用することで、期間中は、参加者に対して無料でヴァイオリンを貸与いたします。そのほかの2件は、例年承認しているものでございます。

### ○古川教育長

ありがとうございました。

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

### ○山口委員

資料No.2、緊急事態宣言に係る新型コロナウイルス感染症への対応についてです。先ほど事務局のほうから、学校からは文書などで、また市のホームページなどで今後の市内小学校、中学校の対応などお知らせいただいているというお話でした。私も保護者で、学校から文書など頂いておりますが、文書1枚で学校の様子は今、分からないでいるなという実感を持っています。今、学校内で何ができて何ができないのかとか、授業の様子がどういうふうになっているのかということは、各学校、ホームページなどで発信してくださっているとは思いますが、学校によってホームページの発信力が強かったり弱かったり、学校だよりでも、事務的なことだけお知らせする学校と、学校の様子を詳しくお知らせして下さる学校があるようです。こういう時期ですので、学校の様子をとにかく細かく、ホームページでも文書でもスクールメールでも、何でもいいと思います。とにかく、たくさん発信していただけるように、ぜひ各学校に伝えていただきたいと思います。

また、各種行事が中止、延期になっています。そういった場合、そこで失われた学びの機会をどのように学校や授業の中で埋めていくのか、取り返していくのかということも併せて発信していただけると、生徒や家庭の側でも、中止になったことへの喪失感が大分軽減されてくると思います。今、私たち保護者も、新型コロナウイルスに関しては、どう対応していいのかわからない状況が続いています。年が明けてからかなり感染者も増え、新たなステージに入ってきたなという感覚があるのですが、どこでどう判断していいのかわからない状況も出てきているというのを私も日々感じています。ぜひ学校からは本当に小まめに、平時ではないので、たくさん情報を発信してほしいです。それも、届く発信、ちゃんと読んでもらえるような発信というのを意識して、各学校にお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

## ○古川教育長

要望ということでよろしいですか。

では、ほかに。

## ○三町教育長職務代理者

それでは、私もその部分ということで、新型コロナウイルス感染症への対応についてというところで、市内の状況と、先ほど、学校についての先生方の感染についてのお話を聞きましたし、別な機会にも報告を受けているのでいいのですが、實際上、市内における子どもたちの様子は、どうなのか、言える範囲で結構なのですが、まず1点知りたいことです。

それとの関連で、学校においては教育活動、あるいは公共施設等にも関係があるかもしれませんが、まず、学習活動についてのところで、グループでのいわゆる話し合いとかは駄目ということで、指導されているわけですね。それから、歌は歌ってはいけなと。確かに、この間学校訪問したときは、鑑賞の授業だったと思うのですが、歌ってはいけなと。そういう幾つか身体接触を伴う活動、運動にかかわる、体育にかかるというのですかね、そういったもの。特に武道なんかだと、この時期にやる学校が基本的に多いのではないかと思うのですが、そういったところで、具体的にどんな影響が出ているのかなと、まず状況を知りたいということです。

それから、公共施設に関しては、実際の利用状況というのですか、緊急事態宣言になった後、例えば、図書館は通常どおり開館していると。それに対して、やはり市民も意識して、あまり出歩かなくなっているのか、あるいは、やはり宣言前とそれほど変わっていないのか。学校に関わっての教育活動での今の状況と、それから公共施設に関わっての状況、それをちょっと教えていただけたらと思います。その上で、またお聞きしたいと思います。

## ○小影指導主事

現在の子どもの様子についてです。学習活動が制限されておりますので、感染症リスクを抑えながら、できる活動を行っているところでございます。

影響については、当初の臨時休業に伴いまして、年間指導計画を変更して、学習内容の入替えを行いながら、できる範囲で行っているところです。本来であるならば、歌唱を行うところを、順番を入れ替えて鑑賞を行うなど緊急事態宣言が終了するまでに、できる活動を行っているという状況でございます。

## ○坂本中央公民館長

公民館のほうの状況でございます。夜間は、部屋はお貸ししませんということでございますが、昼につきましても、やはり利用者の方が、今のような状況というのをかなり意識されています。具体的に件数とか、そういうことではないのですが、実感としまして、キャンセルの申出がございました。書面で来るわけですが、このときに、新型コロナウイルスのためにやめます、あるいは、直接的ではないのですが、やはり人数が集まらないからやめますとか、こういったこ



とが見られます。具体的な件数は、先ほど申し上げましたけど、分からないのですが、私のところには、1件1件、全て回ってきますので、見ている中では、かなり多いなといったところがございます。

### ○利光中央図書館長

図書館のほうの状況でございますけれど、緊急事態宣言が出てから、数字的なところでは、まだつかんでいないところなのですが、通常の年明けと比べて、少し利用者は減ってきていると感じているところがございます。利用される方も、短時間で帰られる傾向も出ていますし、あと、家族で連れ立って来ている方も、やや減ってきていると感じているところがございます。

### ○三町教育長職務代理者

ありがとうございます。ニュース等では、なかなか繁華街の人数が減らないとか、電車は、乗っている人の数が変わらないとか、そういう話を聞くのですが、小平ってどうなのかなと。つまり、人の動きが止まらない限りは拡大が止まらないと言われてはいるわけですが、どうなのかなと、まず一つ気になったところです。

学校については、教育活動を子どもの学習保障ということで、ある意味で、無理して学校を開いているという状況だと思います。そういう中での活動ということですから、できるところで頑張るというお話で、それはやむを得ないのかなと思いました。ただ、この間の国会での首相の話の中でも、第一に何とか収束させるという強い決意はされているのですが、一応解除の期日は、2月の何日と、期日は切っているという中で、多くの人のアンケートをとっても、無理だろうというようなのがあつたのです。それは国では言えないでしょうし、行政というのには言えないのかもしれませんが、やはり、これは延びるだろうということは当然考えられるわけですね。そういったときに、例えば教育活動で、できるところでというのであれば、結局できないままで終わってしまうという、そういう危険性が出てくるのです。特に学校の授業の中では、ですから、そういうところは、考えておかないといけないのではないかなと。よく報道でも、また延びたと、唐突にまた延ばしたみたいな言い方していますが、それは本当に終わると思っていて考えていたのか、その違いなのかと思うのです。当然、教育活動については、このまま延びていく可能性もあるということであれば、何を教えられないのか、それをちゃんとはっきりさせておかなければいけないのではないかなというように思っています。その中でできるところも、物理的に何か手を掛ければできるのではないかなというようにところと、やはり、この対応の関係でできないというところがあるのではないかなと思います。例えば、グループの話合い活動は一切駄目と言っているけども、本当にできないのだろうか。私がいつも言うのですが、あそこにちゃんとそれぞれ仕切りがあるような環境で、ある程度、離れての話合いができるはずなのですよね。駄目だよと言っているのは、そういうことを想定した状況ではない形での活動だと思うのです。物理的に話合い活動などが可能な状況、あるいは、かなり感染率が低いという状況が

つくれるのであれば、それを考えていかなければいけないのではないかと。でない、それこそ同じことの繰り返しというか、1回駄目になった、またよくなったから、少しまたやっている。また戻ったと。そうしたら、また同じように戻ったではこれまでの経験が活かされていない。前回、学校が再開した頃の状況よりはよくなっていなければいけないのではないかなと思うのだよね。そういう意味での、ぜひ工夫を考えるような指導、学校でできる工夫があるならばそうですし、場合によっては、学校配当の予算の中でできるものがあれば、そうしてほしいなど。それがすごく願っていることです。できないものはできないでしょうがないので、来年度どこでやりますと。また、積み残しが多ければ、そのときがあればしなければいけない。つまり、単に期間内で終わりましたというのはおかしいと思っています。1年間の計画が、例えば2か月もなかったから10か月でできましたというのは、それはうそなのです。それは単に量的にこなしたというだけで、質的には何もこなしていないのだと思います。そういう意味では、残すところは残していいから、もちろん、卒業してしまったら困りますけども、そうではないことであれば、残してもいいからここまでしっかりやれるようにという、そういう学習そのものの保障、本当の意味での保障をぜひさせてほしいなど、強く願っています。

行事についても、なくなってしまって、移動教室がない、あるいは校外学習がない、来年もし修学旅行になるような子たちが、それまでに訓練されていない形で修学旅行に行かなきゃいけない、そういったことも想定されるわけですね。そんなことも含めて、学校で、今まで3年間で積み上げているものが途中でつけれない、だったら、それをどう再構築するか。ぜひそういうところを学校と一緒に考えていただけたらなど。これはお願いですね。

## ○古川教育長

では、今ご指導いただいた点、よろしく願いいたします。

では、ほかの委員の方は。

## ○青木委員

同じ資料のところの2番の公共施設に関するところなのですが、夜間に関しては、いろいろな施設が今閉まったり、貸出しを中止したりしていると思いますけれど、感染といった意味では、別に夜間であろうと昼間であろうと、同じだと思うのですね。開いていると、やはり借りてしまうとか、開いているからそこは大丈夫だろうという考え方が、借りる側には出てきてしまうと思うので、開いていても、感染対策をしっかりしなくてはいけないとか、その中で、できればキャンセルしてくださいというわけではないのですが、そういう感染対策をしっかりしていただいたり、時間によって大丈夫というのではないというようなことを伝えられたらいいのかなと思いますし、それから、接触を避けたり、外出をなるべく避けるような方法を、この公民館や図書館でも対策としてとっていただけるといいかなと思いました。今、公民館のキャンセルは、書面とかでないでキャンセルができないことになっていたりすると思うのですが、やはり、行かないでキャンセルできないとか、そういう体制自体も、このコロナ禍においては、あまり好

ましくないので、書面とか、人と接してとか、そこへ行かなくてはという方法でない形でできるようなことを考えていただけたら、あと図書館も、やはりこういう状態が続けば、そこに長く滞在するより、予約を受けて、それを受け取るだけにするとか、何かそんなような対応を少し考えていくと、外出の機会や接触の機会が少なくなるのではないかと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

### ○古川教育長

ご要望でよろしいですか。

### ○丸山委員

皆さんおっしゃっていることが全てなのですけども、一言。やはり、この状況で感染症対策としてやらないといけないことを、ここでもう一度見直して、もちろん、学習活動、部活動等のごでおっしゃっていることはそうなのですけども、子どもたちの意識とか先生方の意識というものやはり、前回の緊急事態宣言のときとはまたちょっと違うので、改めてそういう意識を持たせる、また、子どもだけではなくて、そのご家族も含めて、無理をしないとか、体調が悪かったら学校をお休みするとか、そういう本当に基本的なことなのですけども、そういう意識をもう一度指導したほうがいいかなと思います。

公共施設に関しても、もちろんそうなのですけど、こういうときだからこそ、やはり図書館とか公民館というのも、開いていて、そこを使用できるということもやはり大切ですので、もちろん感染症を予防することを前提にして、皆さん、精神的なストレスを、ちょっと図書館を利用することで、解消させてあげられるような場にもなってほしいというのが私の要望です。

### ○三町教育長職務代理者

事務局報告事項（3）のGIGAスクール構想の実現に向けた計画の策定についてというところで、質問と、それから私なりの願いというものを触れたいと思います。

まず、前回の懇談会のところで、概要の説明はいただきました。特に、そこから大きく変わってはいないのかなと思いますけども、もし変わったところがあれば教えていただきたいというのが1点。

それから、2点目は具体的な質問なのですけども、GIGAスクール構想のためのハード面だけの計画だということ、その前提の中で、ICT支援員を2名配置という、このキーワードがありました。実際に2名と言いながら、毎日いるわけではないのではないのかなと思うのですが、具体的な配置状況と、どのレベルの人が配置されるのかということが2点目の質問です。まず、その質問についてで、その後の、ちょっと私が感じている中で校務の効率化のこと等については、どう考えていらっしゃるのか聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○国富教育指導担当部長

1点目のご質問の変わっているか変わっていないかということにつきまして、大卒については同じでございます。

2点目のICT支援員につきましては、基本的に市の指導課の中の会計年度任用職員として、フルタイムではないのですけれども、任用させていただく予定でございます。これから募集をしますが、要件としまして、ICTに関する知識と技能を有する方であることと、学校教育に対する理解がある方を求めています。これから応募いただいた中で、学校のためになる支援員の方を任用するようしていきたいと思っております。

### ○三町教育長職務代理者

ありがとうございました。まず本当に変わっていないということで受け止めました。

支援員のほうですけれども、今も配置されているのでしたっけ。新しい任用制度かな、今言った会計年度職員という。となると、各学校に2名ということですか。今の説明だと、配置状況というのは、週に何回とかではなくて、会計年度で例えば週30時間とか、そういう勤務の職員をどの程度採用して、それをどう配置するのかということで、もう少しイメージできるように説明いただけますか。お願いします。

### ○岡村指導課長補佐

ICT支援員につきましては、GIGAスクール構想の実現に資するために、令和3年度から2名配置いたします。配置の方法は、学校常駐型ではなく、教育委員会に週4日勤務する体制を予定しています。すでに、1月20日号の市報において募集を開始しております。実際には、2名のICT支援員が27校を必要に応じて巡回をするような形を想定しております。

どのような人材を求めているかにつきましては、特に免許要件は示しておりませんが、経験等を含め、ICTの機器に長けた方を募集しております。

### ○三町教育長職務代理者

状況、理解しました。2名ということだと、それなりの人が集まってくるかなということで、もっとたくさん、学校に置かれるのかなと思ったものですから、そんなに人数が集まるはずがないという、そんな不安があったものですから。そういう意味では理解しました。ただ2名で、結局、各学校、必要に応じてという、さほど多くはないということになるのですよね、物理的に言うと。私の経験のある地区の支援員さんは、週に必ず1回は1日いて、そこで1週間分のいろいろな準備もしてもらったりということで、大変、学校経営上、助かった記憶があるのですけれど、そこまでは物理的にはちょっと難しいという理解でいいのかな。ぜひそうやって各学校を支援していただけたら、学校も少しは助かるのではないかと思います、そういう意味で理解しました。

3点目というか、校務の効率化についての考え方なのですが、デジタル教材を教員間で共

有したり、これはとてもいいですね。授業では端末を使って児童・生徒と共有したりすることで、授業の準備や授業中の負担を軽減すると。これなんかもいいと思います。また、教材の配付についてもデジタル化を図り、印刷業務の軽減を図ると。確かにそういう意味では、印刷しなくていいから楽になると思っています。私自身も、大学で今、オンライン授業というときに、今までであれば授業で使うものを印刷して、ホチキスして配付してやっていたのが、今年はしなくて済んでいて、非常に楽なのです。G o o g l eは使っていないですけども、大学のシステムで同じようなレポート提出だったり、テストできたりというシステムの中でやっているの、課題を出したり、あるいはプリントを先に送っておいて、こういう時期に出しなさいとって、学生はオンライン授業を受けながら自分のパソコンで資料をとり出して学習しています。そういうのは非常に楽なのですが、大学生は慣れ切っているからいいかなと。そういう意味ではいいなと思っているんですけど。

ただ、こういうキーワードで見てくると、小・中学校でこれが本当にいいのかな。ちょっと教育的な意味で疑問を持つのです。大学生であれば、確かに話し合いながら、グループで学習しながら、用意したプリントの中に自分たちで「ああ、これがいいね」と書き込みながら文章を作ったり、そういう活動もできるのです。特に、私が扱っているのは数学、情報なので、パソコン技能に長けている子たちなので、それができてしまうのです。けども、小・中学生でそういうことをやらせていいのか。よくデジタル教科書のほうがいいのかどうかという議論と同じだと思うのです。私は、基本的にペーパーを使うべきだという、基本的な考え方を持っています。そういう意味からすると、ここが受け止めで、印刷しなくていいから楽だ、タブレットに入れておけばいいやということで本当にいいのか、そのことについてどうお考えなのか。単なる効率化だけでいいのかな。非常に疑問を持っているんですけど、そこへの見解をちょっと知りたいなと思っています。

### ○松田指導主事

校務の効率化についてでございますが、こちらについては、まずは先生方が今まで以上に子どもたちと触れ合う時間を確保するために、今行っている業務を軽減するところをねらっております。紙で配付したほうがよいところもあるかと思っておりますので、全てがデジタル化というわけではなくて、児童・生徒の実態に応じて対応できるようにしてまいります。

### ○国富教育指導担当部長

三町教育長職務代理者がおっしゃっています、学習の効果的な活用の在り方という視点につきましては、熟考したり幅広く多面的に読み取ったりする活動に関しては、紙による学習活動のほうがふさわしいと考えております。一方で、ドリル的に繰り返して習得していくようなものはデジタル化できると思いますので、学習にどのように活用することがいいのかということは、今様々な研究書類等も出ておりますから、小平市でも適用してまいりたいと思っています。全て教材をデジタルにすることが望ましいとは考えておりません。

### ○三町教育長職務代理者

安心しました。学校の授業を実際に見ても、プリントそのものも、これのプリントで本当に主体的な学習ができるのかなと、逆に疑問に思うようなプリント、多々あります。つまり、授業をやらなくてもプリントを見ていれば、自分で考えて回答できてしまう。それが本当にいい学習プリントなのかと、そうではないのではないかなというふうには思っています。そういう意味では、今おっしゃったように、使うと効率的な反復練習、プリントに答えを書いて、それが合っているとか間違っているとか、そういうのは非常に効率的だし、場合によっては、視覚的に見せてしまって、それは理論的な裏づけをするための使い方、それはいろいろあると思うのです。しかし、ここに書かれている文章からは、何か教材の配付についてはデジタル化を図り、印刷業務の軽減を図るという表現、失礼ですけれども、それは教育的な意味でのプラスになるように思えない表現だと思うのですけれども、その意味合いを確認しました。ぜひ今の考え方で持って、学校にもご指導いただきたく思います。

### ○丸山委員

今、三町委員もおっしゃっていましたが、先日、中学校の授業を見せていただいたときには、プリントと教科書と、NHK for Schoolの映像などと併せて総合的に使っていたので、ぜひそういうものを教員の皆さんで共有して、いい授業というのを作り上げていただきたいなと思います。

それは意見なのですが、質問としては、各年度におけるICT活用の目標というので、各学級1日1回以上とか2回以上というのがありますが、その1回というカウントはどういう意味なのか、ちょっと教えてください。

### ○松田指導主事

児童・生徒の発達段階を考慮いたしまして、導入段階では、1日1回程度、教科等で二次元コードを活用した授業を行ったり、外の活動においてカメラを起動して撮影したり、また、調べ学習等で用いるというところを想定しております。

### ○丸山委員

やはり、その1回というのが。カメラを起動するとか調べ学習とかというので、カウントとしては分かるのですけれども、何かそれがすごく曖昧かなという印象です。もちろん、学年によって違うというのは、発達段階によって違うというのは、当然そうなのですが、効果的に使うという意味で、ぜひそこをもうちょっと研究というか、具体的にICT活用の部分を頑張っていたきたいなと思いました。

### ○国富教育指導担当部長

今いただいたご指摘につきましては、先ほど三町教育長職務代理者からご質問いただいたこと

と関連するのですけれども、数として何時間、何回ということも多くすることは、確かに活用としてはいいのですが、学習活動の中で、紙面の教科書を使って比較したりですとか、既習事項と関連させて考えたりとか、そういったことについては、デジタルの得意分野と得意でない分野があると思います。資料提示だとか、NHK for Schoolといった視覚的な教材については、デジタルの得意分野ですので、そういったことに当初は使っていて、さらにそれがなじんでいったところで、回数を増やしていきながら、全てがデジタルではなく、学習効果を高めるような活用の仕方を考えていきたいという意図がございまして、このように記載いたしました。

#### ○丸山委員

私も、デジタル万歳というよりも、実物主義というか、実体験が全てというか、すごく重要視する立場なので、ぜひおっしゃったことで進めていただきたいと思います。

#### ○青木委員

同じICTのところ、一人1台となっていますけれど、この端末というのは、6年間、一人が同じものを使い続けるのか、この間見学させていただいたときに、もう既に入っているような学校があったのですが、教室に置いてあると、教室が変わるごとに、その教室に来た人がそれを使うのかということをお聞きしたいのと。

あと、やはり、もし一人がずっと同じものを使うのでないと、今こういう時期なので、次の人が使うときの消毒というか、そういう扱いをどのように考えられているかというのをお聞きしたいと思います。

#### ○松田指導主事

端末でございまして、6年間、同じ端末を使用する予定でございまして。

#### ○青木委員

学年が上がったら、それを持って次の教室へ行き、そこの充電器に入れる感じになるというの分かりました。

あと、もう一つよろしいですか。電源キャビネットなのですが、この間中学校で見させていただいた大きさのものが、小学校もみんなあの大きさで入るということよろしいでしょうか。

#### ○松田指導主事

同じクロームブックが小学校各校、全クラスに設置されます。

#### ○青木委員

何となく想像していたのよりかなり大きい感じがしまして、置き場所がすごく問題になるのかなと思っております。もともと設計上、教室にあのようなものが置かれるということで設計されてい

るならいいのですが、いろいろ見学させていただくと、教室も、机の間隔を今広くとっていでぎりぎりですし、もういろいろな本棚があったり先生の机だったり、中学生はそんなに教室でいろいろなことをしないかもしれないですけど、小学生なんか、あの大きさのものと、子どもの動線とかに関わると、事故ではないですけど、ぶつかったり、何かちょっとそんな心配を感じました。置き場所なんかは、この間の中学校は、窓に面したところに置いてありましたけど、ほかの学校ではどのようなところに置くとか、こういうところに置きましょうとか、そういう決まりはあるのでしょうか。

### ○市川教育総務課長

電源のキャビネットについては、基本的には、教育活動の支障にならない位置や動線の支障にならないような位置を、学校側と協議しながら決めているところでございます。設置する中で、想像したよりも大きいものでしたので、例えば廊下に置けないとか、いろいろな手法も検討しましたが、消防法の問題でありますとか、様々に制約がある中で、どうしても教室内に置かざるを得ない部分がございます、窓際の部分でありますとか、入り口付近の邪魔にならないところに置かせていただいているという現状でございます。

### ○古川教育長

その学校によって違うということですね。

### ○市川教育総務課長

教室によって、異なっているところがございます。この間見ていただいたような、窓際が一番後ろというのは、非常に多いパターンと思います。

### ○山口委員

同じくGIGAスクール構想の実現に向けた計画についてです。この資料を見せていただいて、さらに今の皆さんのお話を聞かせていただいて、一つ感じているところなのですが、GIGAスクール構想の実現に向けた計画ということで、実現した形を小平市の教育委員会がどういうふうにイメージしているのかがちょっと分かりにくいかなというふうに、感じました。授業の中でどうやって活用していくのか。例えば、家庭との連携で端末を家庭に持ち帰ることを想定している自治体もありますが、小平市がそこまで想定しているのかどうか。例えばプリント類などがなくなった場合に、家庭にどうやって情報を知らせしていくのか。子どもたちが持ち帰るプリントがなくなったときに、勉強の状況を家庭にどうやって把握してもらおうのかとか。実現した形、小平市はどこを目指しているのかな、どういった教育を展開していくのか、先生方がどのように活用していくのかという具体的なゴールが、ちょっとこの計画やお話を聞いていても、見えにくいかなと感じています。具体的なゴールについては、今一人1台端末をやっと整備し終えるということですので、今後、ぜひ具体的なゴールについて、議論を深めていただきたいと思いますし、



深めたゴールを明確に示していただかないと、幾ら現場の先生に使い方などの研修をしていただいても、活用の方向性が分からないと、先生たちも工夫のしようがないのではないかと私は思います。教育委員会としては、まずタブレット端末を用いて今後こういう教育を展開していきますという大きなビジョンを打ち出して、そのビジョンの実現に向けて、現場の先生方がいろいろなことにチャレンジできる裁量を残したルールを作っていくというのが教育委員会の役割ではないかと私は考えています。様々まだ議論の余地はあると思いますし、方向性については、模索していかないといけないとは思いますが、もうタブレット学習の先行事例は、小平市の外にはたくさん出てきていますし、例えば、それが子どもの健康にどう影響するかとか、1日に何回ぐらい使っているのかみたいなもの、かなりデータとしてはたまってきていると思います。小平市が今後、GIGAスクール構想をどう展開していくのかというのを、学校の先生方やご家族にきちんと分かるようにお示しいただければと思っております。要望です。

### ○国富教育指導担当部長

GIGAスクール構想の学習活動等での活用についてなのですが、これは国のほうで、例えば国語の読みの学習だとか、各学習等の具体的な学習活動について、どういうふうにするかといった活用事例が、冊子としてございます。ゴールイメージとして、学習活動のみではなく、保護者の方々との通信手段だとか協働ということも含めた全体像の図書を購入して、学校には配布しますが、市として、独自で策定する予定はないところです。なぜかといいますと、研修計画だけで膨大な量になりまして、そもそも本来業務である授業づくりだとか子どもとの関わりなどにも、差し障りのあるくらいの量になる可能性もあるくらいでございます。その中で、やはり国の資料が卓越していると思いますのは、学習活動等々でどのように使うと効果的であるかという知見がございますので、まずは国が出しているものも効果的に使うということをまずは取り組んでまいりたいと考えております。独自のものをつくるということも、確かに理想的なのですが、国のものなどを効果的に活用する、運用の仕方というのをやっていくことで、まずは広めていきたいと考えております。

### ○山口委員

ありがとうございます。国から出ている効果的な使い方というものが、一体どういうものなのかということが、私には今見えていませんし、現場の先生方にも、詳しくは見えていないのかなというふうに感じます。それを活用するのであれば、それを活用します、この内容はこういうことですということを研修や資料等で今後明確にお示しいただければと思います。よろしく申し上げます。

### ○三町教育長職務代理者

私が最初に質問したときに、冒頭でお話ししたのですが、これは、最初の一番下のところの※印で、本計画は学校教育情報化推進計画としての性格を有しないということ。これを私は理

解して、ここで話をしたのです。つまり、変な話ですけども、前倒して急に予算が来た。国としては、ちゃんとやるのかということを知りたいのではないかなど。だから、これを作って国に出せというふうに指示が出たのだというふうに、理解しています。そういう意味では、この程度で十分なのかと。そんな意味であまり突っ込まなかったのです。ただ、気になった、さっき言ったように、何でも印刷楽にすればいいというものではないだろうと。ただ、これはそういう理解でいいのではないか。その程度で私は十分だと思うというふうに受け止めています。

#### ○古川教育長

あとはよろしいですね。

では、以上で事務局報告事項を終了いたします。

#### (協議事項)

#### ○古川教育長

次に、協議事項を行います。

(1) 令和2年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

#### ○川上教育部長

協議事項(1) 令和2年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.6をご覧ください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興・発展に貢献し、かつ、その功績が顕著な者及び他の模範と認められる行為を行った者に対し表彰し、また、感謝の意を表しております。

感謝状贈呈の候補者は、校長退職者1名、副校長退職者2名、社会教育委員1名、公民館運営審議会委員2名、青少年委員3名、学校経営協議会委員3名、学校経営協議会委員及び学校支援コーディネーター世話人1名、学校経営協力者4名、学校支援コーディネーター世話人6名、放課後子ども教室コーディネーター4名、特別支援教育巡回相談員1名、学校医1名、学校歯科医2名、学校薬剤師1名でございます。

続きまして、表彰状授与の候補者は、小平市立学校に在学する児童・生徒または、これらの者で構成する団体であり、12名、2団体でございます。詳細につきましては、資料をご覧くださいと存じます。

#### ○古川教育長

このことにつきましては、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、小平市教育委員会表彰候補者一覧は、個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など概要について、何かございましたらお願いいたします。

### ○三町教育長職務代理者

正式には、第2条第1号の関係で、大会名のところでちょっと分からないので、どういうものなのかなということで、二つほどお聞きしたいと思います。

音楽の関係で、ベーテン音楽コンクールというのは、どういうコンクールなのかということと、その全国大会の規模というのはどういうものかというのが1点。2点目は、テニスの関連なのですけども、競技としては、テニスという名称の競技団体はないのですよね。硬式テニスか軟式テニスという分類なのですよ。ここでは、それはついていない。中学校とつく場合には、基本的には中学校体育連盟の登録されている競技ですから、軟式テニスになるはずですよ。中学校体育連盟に登録されていないのは、硬式テニスなのです。中学校テニス選手権という名前がこうなっているのですけど、どういう意味なのかということですね。ちょっとその2点、お願いします。

### ○市川教育総務課長

まず、前段の第14回ベーテン音楽コンクールでございます。ピアノソロの演奏コンクールでございます、全国大会ベスト20ということで、入賞に該当してございます。

後段のほうの関東中学校テニス選手権につきましては、今分かる範囲でということになります。こちらの大会につきましては、学年が上がったところで、新人選手が参加した地方大会ということでございます、恐らく硬式テニスの大会であると思われま。

### ○三町教育長職務代理者

分かりました。音楽コンクールだから、全国大会だと分かるのですけど、ベーテンというのが全然分からなくて、何か民間の全国規模の音楽スクールか何かが一括でやっているのか、それとも、よくヤマハとかカワイとかありますけど、ああいうレベルのものなのか、一体何なのかというのがもし分かれば、分からなければしょうがないですけども、分かれば教えてほしいということが1点。

それから、あえてこだわったのは、硬式テニスは、あくまでも関東中学生硬式テニス大会が正して名称になるのではないかと思うのですね、正式には。つまり、中学校体育連盟では認めていない競技なものですから、そこら辺、確認していただけたらと思います。正式な名称を。ぜひ、それをお願いしたいと思います。

### ○古川教育長

では、答えられるだけ。

### ○市川教育総務課長

前段のベーテン音楽コンクールにつきましては、申し訳ございません、今、主催者については詳細がございません。後ほど、またお知らせを申し上げます。ただ、こちらのベーテン音楽コンクールにつきましても、また関東中学校テニス選手権大会等につきましても、表彰状等お預かり

して、正式な名称等は確認はしているところでございますので、間違いないと、考えております。

#### ○古川教育長

あとの委員の皆さんは。

#### ○山口委員

この候補者一覧のところ、校長先生、副校長先生などをされてきて、退任される方々が表彰されるというのは理解できるのですが、そのほかの4番以降の方々、在籍年数もばらばらな社会教育委員、青少年委員、学校支援コーディネーター世話人、校医さんなどの表彰のタイミングを教えてください。今後このお仕事を継続されている方は含まれていないのですか。皆さん、退任される方ということですか。

#### ○市川教育総務課長

規程2条2号及び3号に規定するものとしたお話かと思います。1から3の学校関係が小平で退職された方。そして、4番以降については、4年以上あるいは5年以上、お仕事をされた上で、それぞれの役職を退かれると、そういうタイミングでの表彰ということにさせていただいているものでございます。

#### ○山口委員

認識不足でした。ありがとうございました。

#### ○古川教育長

では、よろしいでしょうか。

それでは、小平市教育委員会表彰候補者一覧につきましては、ご質問、ご意見は非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

#### ○古川教育長

では、以上で、協議事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。15時30分まで休憩いたします。

午後3時10分 休憩